

大津留求議員

只今議長より発言の許可を頂きましたので、今議会に提出されている議案のうち4点についてお尋ねします。

議案第69号「伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」に関して3点お尋ねします。

まず、具体的にどのような権限を市長に一本化するのでしょうか。次に、教育委員会と市長、それぞれが権限を持っていたら、どのような不都合が想定されるのか、お尋ねします。最後に教育委員会ではなく、市長に一本化する理由をお尋ねします。

議案第70号「市立伊丹ミュージアム条例の制定について」に関してお尋ねします。

現在、個別に存在している伊丹市立美術館条例・工芸センター条例・伊丹郷町館条例を一本化するものですが、本条例の特徴的な内容は何かでしょうか。

議案第71号「阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例を廃止する条例の制定について」に関して2点お尋ねします。

まず「阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例」はどのような内容でしょうか。加えてその条例を廃止するのがなぜ今なのか、併せてお尋ねします。

議案第79号「物品の取得について」に関してお尋ねします。

この議案は、公立学校の児童・生徒に一人一台貸与されているタブレットに入っているソフト「スクールタクト」の年間ライセンス契約に関するものです。3点お尋ねします。

まず、本市がスクールタクトを導入することによって、授業などで出来るようになったことを、新学習指導要領で示された三要素「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」の観点から具体的にお尋ねします。次に今年度使ってみての課題がありましたらお答えください。

最後に今後ソフトを別のものに変える可能性についてお尋ねします。

総務部長森脇義和

議案第69号「伊丹市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の制定について」に関する質疑にお答えいたします。

まず、「具体的にどのような権限を市長に一本化するのか」についてですが、このたび一本化する権限は、博物館の設置、管理、廃止に関する権限であり、そこには設備の整備や職員の研修・福利厚生、講座の実施等に関する権限も含まれます。

次に、「教育委員会と市長、それぞれが権限を持っていたら、どのような不都合が出るのか」についてですが、ハード面でいえば、防犯防火設備の管理をはじめとして、施設の維持管理に関する様々な業務を一体的・効率的に行うことができなくなることで、施設運営にかかる人件費・物件費が増大することが挙げられます。

また、ソフト面でいえば、伊丹ミュージアムでは、美術館、工芸センター、伊丹郷町館、柿衛文庫と博物館が一体的に事業展開することによって歴史・芸術・文化の相乗効果を生み出し、利用者満足度の向上を図ることを目的の1つとしておりますが、権限が分かれていることで意思決定に時間を要し、適時適切な事業展開に支障が出るのが考えられます。

次に、「教育委員会ではなく、市長に一本化する理由は何か」についてですが、伊丹ミュージアムの整備方針は、既存施設を統合することによる伊丹市の新たな魅力や価値、にぎわいの創出および観光・集客施設としての強化であることから、それを担うべき市長部局に権限を一本化するものであります。

なお、博物館が従来担ってきた社会教育施設としての役割については、教育委員会と適宜連携することにより、引き続き伊丹ミュージアムにおいても担っていけるものと考えております。

都市活力部長西本秀吉

議案第70号「市立伊丹ミュージアム条例の制定について」に関する質疑にお答えします。

「伊丹市立美術館条例、伊丹市立工芸センター条例、伊丹市立伊丹郷町館条例と比べて、本条例の特徴的な部分は何か」についてですが、本条例案は、伊丹郷町館、美術館、工芸センター、柿衛文庫が立地するみやのまえ文化の郷に博物館機能を移転集約し、歴史、文化、芸術の総合的な発信拠点として市立伊丹ミュージアムを設置するものであります。その特徴的な部分としましては、これまでは各施設で、芸術や産業の振興、文化の発展、市民の教養の向上などを図るため、それぞれの分野で施設ごとに事業を実施してまいりましたが、今後は、「歴史、文化及び芸術に関する事業」を一体的に展開し、事業の相乗効果を生み出すとともに、効率的な施設運営を図ることができるものと考えております。また、平成31年1月策定の「みやのまえ文化の郷再整備事業基本計画」に基づき、中心市街地のにぎわいを創出する施設として整備しておりますことから、本条例案第1条においても、「まちなぎわいの創出に寄与する」ことを明記しました。市立伊丹ミュージアムの魅力向上を図り、まちなぎわいを創出する事業や連携を積極的に展開したいと考えております。

都市交通部長今村勉

「阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業の施行に関する条例」の内容について、本条例は、土地区画整理法第53条の規定に基づき、土地区画整理事業の名称や施行地区、また、費用負担、審議会など、土地区画整理事業の施行に必要な事項を定めたものでございます。

「阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業」は、天神川を地区の南側に、地区の西側には既成集落と隣接した農地が大半を占めていた、中野東1丁目から3丁目などを施行地区とする全体面積約19.8ヘクタールで、昭和61年7月29日に兵庫県から認可を受け、都市計画道路塚口長尾線及び区画道路の築造工事等を行い、平成11年10月22日付けの換地処分の公告で完了した事業でございます。

「なぜ今、その条例を廃止するのか。」につきましては、本事業は、平成11年に換地処分の公告を行い、完了している事業でございますが、当該条例の第27条の規定に基づく、清算金の分割納付をされている権利者が、本年7月に完納されたことによりまして「阪神間都市計画事業中野土地区画整理事業」の換地処分に伴う清算事務がすべて完了したことから、今議会において本条例の廃止を行おうとするものでございます。

学校教育部長早崎潤

私からは、「議案第79号 物品の取得」について3つのご質問にお答えいたします。

1つ目、「スクールタクトを導入することによって、授業などで出来るようになったことは何か」についてですが、新学習指導要領では、育成すべき資質・能力の3つの柱として「知識・技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」の涵養が示されております。このような資質・能力を育成するために「主体的・対話的で深い学びの実現」に向けた授業改善に取り組んでいるところです。その授業改善の1つのツールとして、「授業支援システム」を用いることで児童生徒が学びやすい学習環境を作ることが可能となります。

具体的には、端末を使った学習内容を記録したものを学習ログとして活用できるようになります。学習ログの活用により児童生徒が過去の学習内容を復習等に用いることで、「学習の個性化」を進めることができるようになりました。併せて、教員が児童生徒1人ひとりのつまづきや学習の課題を把握しやすく、きめ細かい指導や支援につなげ、「指導の個別化」を図ることが可能となりました。

また、新型コロナウイルス感染症により対面のグループ学習等が難しい状況にありますが、授業支援システムの共同閲覧・編集モードを活用し、オンライン上で時間や場所を選ばずに友達と学習することが可能となりました。

さらにオンラインの特性を生かし、教員が作成した学習課題だけでなく、学年や教科に応じた様々

なテンプレート等も利用して課題を瞬時に配布することができ、オンライン授業にも活用しております。

このように授業支援システムにつきましては、その機能を用いて、授業改善やオンライン授業のための1つのツールとして効果的に活用しているところです。

2つ目、「今年度使ってみた課題について」ですが、授業支援システムの機能への課題はありませんが、授業支援システムの操作にまだ慣れていない教員が存在することです。その対応としましては、習熟度に応じたアウトリーチ型研修等を実施し、教員のICT活用指導力の向上を図っているところです。

3つ目の「別のソフトウェアに変えることも今後あるのか」についてですが、教員や児童生徒にとって、新しいソフトウェアの操作や活用方法の習得には一定の時間がかかることから、頻繁にソフトウェアを変更することは望ましくないと考えております。

ソフトウェアの変更については、ソフトウェア活用に係る文部科学省の指針や革新的な機能を持ったソフトウェアの開発を注視するとともに現場教員の意見をふまえながら、長期的な視点を持って検討してまいります。